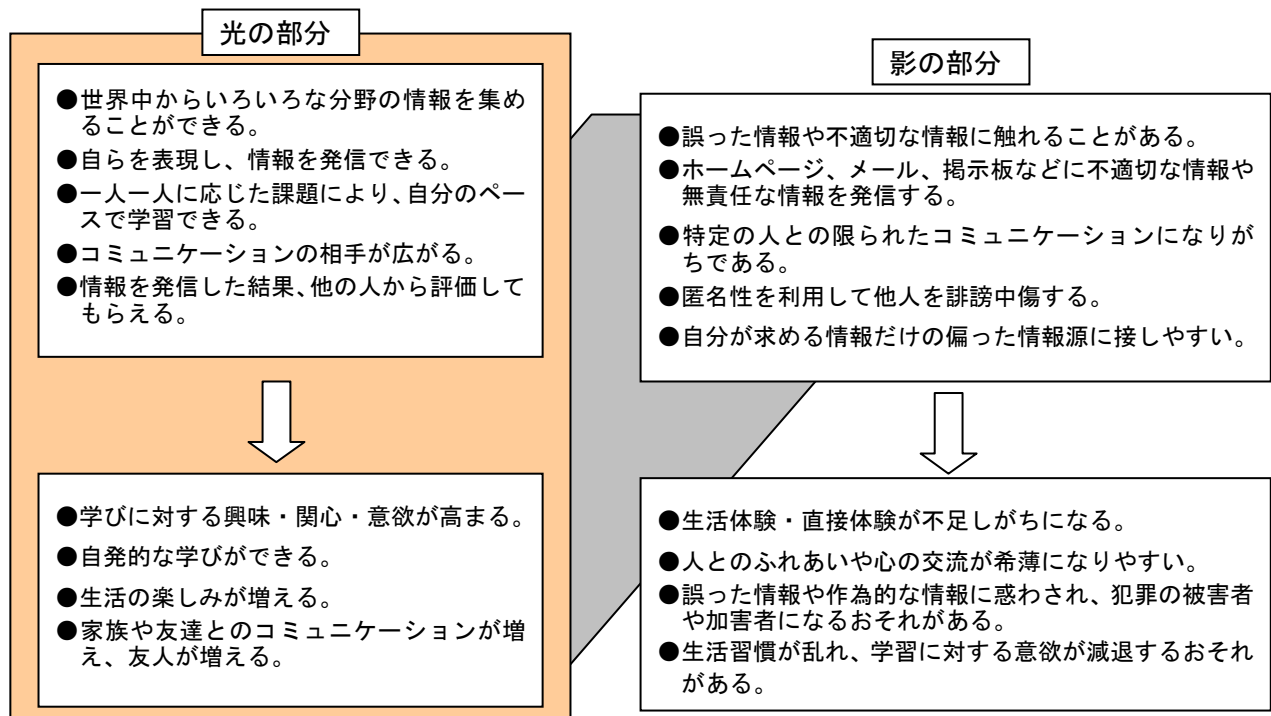


家庭で取り組むネット社会の ABC

栃木県教育委員会

A 保護者自身がインターネット利用の光と影を理解しましょう



平成 15 年 9 月 13 日に施行された「出会い系サイト規制法」では、児童生徒が不正な書き込み行為をしても罰則の対象になり、100 万円以下の罰金(第 6 条・第 16 条)となることもあります。

B 家庭でのインターネット利用について話し合しましょう

まずは、子どもがどのようにインターネットや携帯電話を使っているのか関心を持ちましょう。また、子どもは、パソコンやインターネットの技能習得がはやいので、子どもから学ぶことも大切です。そして、親子でインターネットの健全な利用について話し合い、家庭におけるルールを決めましょう。

- 様々なニュースを利用して、ネット社会の危険性について子どもと話し合しましょう。
- 「夜遅くまでやらない」、「ホームページを公開する前に親に見せる」など、発達段階に応じて家庭内のルールを決めましょう。
- 子どもがメール、チャット、掲示板などを利用している場合は、その内容を把握しましょう。
- インターネットの利用時間について家庭内のルールを決め、利用し過ぎないようにしましょう。

インターネットの過度の利用による悪影響（インターネット依存）については、CEC 財団法人コンピュータ教育開発センターの『「情報化が子どもに与える影響」に関する調査報告書』が参考になります。
(<http://www.cec.or.jp/soumu/netizon.html>)

C インターネット上の有害情報から子どもを守りましょう

子どもを有害情報（暴力、麻薬、殺人、アダルトなどに関する情報）に触れさせないようにしましょう。

- なるべく保護者が一緒にインターネットを利用しましょう。
- 有害情報を遮断できるフィルタリングサービスを利用しましょう。フィルタリングサービスでは以下のようなことも設定可能です。
 - ・勉強時間や寝る時間も忘れてインターネットに没頭するのを防ぐため、時間指定でホームページの閲覧自体を禁止することができます。
 - ・管理者（保護者など）が使用する場合には閲覧の制限を外すことができます。
 - ・ホームページの閲覧記録を確認することができます。

フィルタリングサービスを提供するプロバイダや携帯電話会社も増えていますので、契約している会社にお問い合わせしてみましょう。

- ・財団法人インターネット協会の無料フィルタリングサービス (<http://www.iajapan.org/filtering/>)